

# 対スリランカ民主社会主義共和国 国別開発協力方針

2025年1月

## 1 スリランカに対する開発協力のねらい

(1) スリランカは伝統的な親日国であり、1952年の外交関係樹立以来、我が国は友好関係を維持し、2022年に国交樹立70周年を迎え、様々な分野で関係が発展している。同国は、我が国の海上輸送路の確保、南アジアから中東・アフリカとの経済関係の発展上、地政学的な重要性を有する。さらに、同国は環インド洋連合（IORA）の創設国の一つであり、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の重要なパートナーでもあるなど、インド太平洋地域を含む国際秩序の構築に重要な役割を果たしている。

(2) スリランカは、2009年の国内紛争終結後、2018年頃までは安定的な経済成長を遂げた。成長継続に向けた産業高度化のための人材育成、運輸や電力などの経済基盤の拡充や、地方における社会サービスの向上、気候変動等の影響による自然災害などの課題解決に努める一方で、北部・東部州等の紛争の影響を受けた地方を中心に、基礎インフラの整備が不十分な地域が残るなど、地域間格差の問題を抱えている。

2019年以降、政府の財政能力を超えた公共投資と、その慢性的な赤字補填のための対外債務の増大等に加え、新型コロナ禍や世界的な物資高騰等の影響もあり、2022年4月には対外債務の一時的支払い停止を宣言し、未曾有の経済危機に陥った。2023年3月には4年間のIMFプログラム（拡大信用供与措置（EFF））が承認され、我が国は議長国としてインド及びフランスと共に公的債権国会合（OCC）を立ち上げて、債務再編を主導し、2024年7月にはスリランカ政府はOCC各国と債務再編条件の覚書に署名、同国経済の立直しを図っている。

(3) IMF支援プログラム等に沿った各種改革への支援を通じ、同国が抱える構造的な課題の解決や経済回復を促すとともに、本邦企業の活動にも資するインフラ等の産業基盤の整備に協力する。また、FOIPの下、南アジア地域全体の、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の定着と安定に寄与するために、持続的な経済成長への支援、社会の強靱性強化に向けた取組、海洋分野の課題対処強化のための支援等を行う。

## 2 我が国の ODA の基本方針（大目標）：持続可能な経済成長を実現できる経済・社会基盤の構築

スリランカ経済の回復と安定化のため、IMF支援プログラム等に沿った各種改革を後押しする支援を含め、持続的な経済成長のための制度構築やインフラ整備を中心とした支援を行う。また、同国の紛争の歴史や地域の開発状況を踏まえ、地域間格差にも留意した協力を行うとともに、人間の安全保障の実現のため、貧困の削減、格差是正、気候変動対策をはじめとするSDGs目標達成の推進を図る。

## 3 重点分野（中目標）

### (1) 持続的な経済成長のための財政・構造改革や経済基盤の強化

財政分野等のマクロ経済の安定化支援や電力セクター改革、ガバナンスの強化と汚職対策等の改革推進に資する協力を行う。

貿易・投資促進による輸出指向型産業の成長や民間セクター開発を通じた経済発展、また財政の健全化を実現するため、公的部門の改革及び行政能力強化のための政策・制度改善支援や、人材育成等の取組を支援する。

スリランカに進出する本邦企業の活動環境の整備・改善にも寄与する、港湾・空港等の運輸インフラ、及び再生可能エネルギー導入に資する電力インフラの整備に協力する。

開発が遅れている農村部において、主要産業である農漁業分野を中心に、地域の成長を支える産業の振興・多角化を促進し、輸出振興にも繋がり得るような協力を行う。中小企業やスタートアップ企業の育成にも留意する。

## (2) 社会の強靱性強化

脆弱層の生計向上や社会サービス基盤の整備に協力する。我が国が策定支援を行ったスリランカ政府の「女性・平和・安全保障国家行動計画」に基づき、紛争被害者及び脆弱層を含む包括的な女性の社会的・経済的エンパワーメントを支援する。

豪雨や洪水等に関し、気候変動の影響による激甚化を踏まえた対策を講じる体制強化に向けて、ハード・ソフトの両面で協力する。循環型社会を実現するための廃棄物管理や水衛生の改善への取組も行う。その際、生物多様性保全への貢献にも配慮する。

## (3) 平和と安定の確保

北東部の地雷の完全除去達成のための支援継続とともに、経済社会開発という「平和の配当」を通じた国民和解と社会の安定を後押しすべく、北東部を含む開発の遅れた地域のインフラ整備や産業振興、脆弱層のエンパワーメントに資する取組を進める。

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の下での協力を拡充し、法の支配に基づく国際秩序の定着と安定に寄与するため、人材育成等を通じた海上保安分野の課題対処強化の取組等を推進する。

## 4 留意事項

(1) 国民和解の取組推進のため、地域・民族バランスに配慮した協力を留意する。

(2) 持続的な経済発展を支える観点から、債務負担の持続可能性と共に、開発に伴う環境・社会への影響に配慮する。また、情報通信技術、デジタル化等の技術面での協力を含め、本邦技術の活用に留意する。

(3) 留学事業、職業訓練や日本語教育を通じた人材の送り出しと還流、ボランティアの派遣等を通じた人的連結性を強化する。

(4) ODA 予算の戦略的運用のため、国際機関や第三国の援助動向をフォローし、異なるスキーム・方式の案件の組み合わせや、産学官連携、NGO・国際機関との連携の可能性も模索しつつ、高い開発効果を発揮する戦略的な案件形成に留意する。 (了)

別添：事業展開計画